

放課後子ども総合プラン事業の運営体制の在り方の検討経過 及び 新法人の設立について

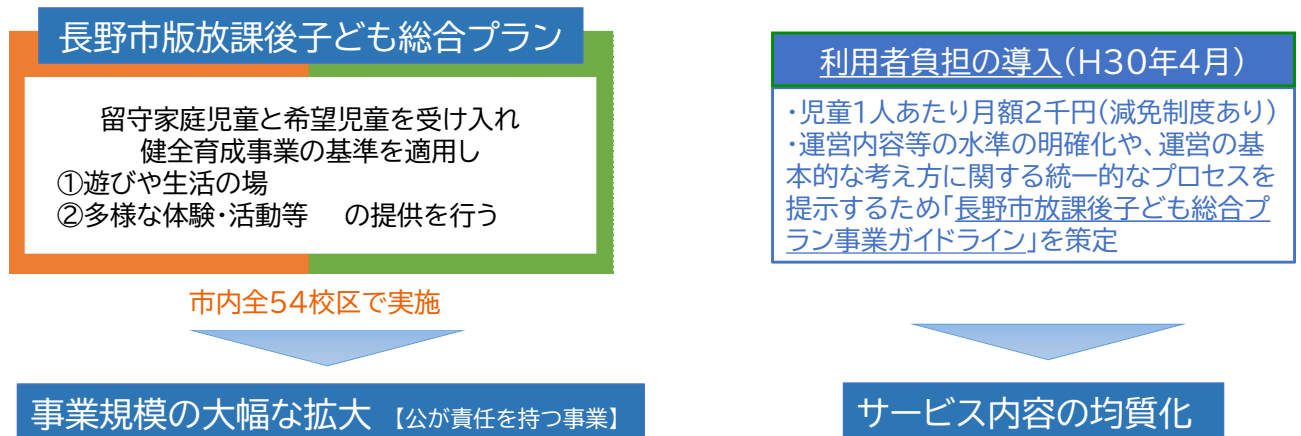
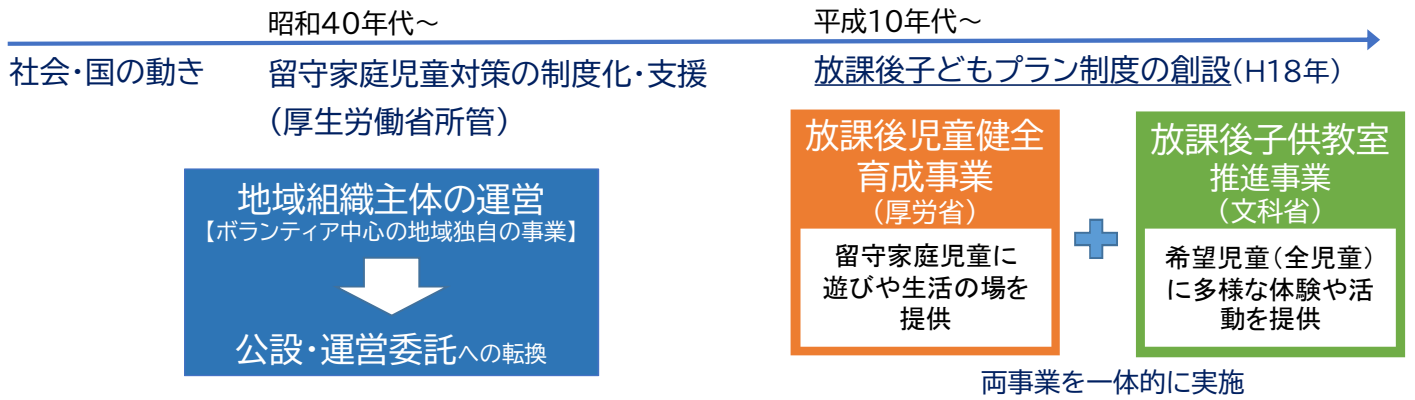


令和4年5月

こども未来部こども政策課

I 放課後子ども総合プラン事業の 運営体制の在り方の検討経過

1 放課後児童対策事業のこれまでの動き



2 検討に当たっての組織と経過

運営体制の在り方を検討する背景

地域が主体となって放課後の児童を見守ってきた事業の規模が大幅に拡大し、専門性も増す中、

①地域福祉としての名残りを残した事業スキームに限界があり、
②主たる事業受託者である市社協として対応が困難になりつつある ことから
本事業が目指す姿を明らかにし、その実現に向けて本事業の運営体制の在り方を見直すもの

検討組織の設置と検討する内容等

- 放課後子ども総合プラン推進委員会の下部組織として、運営体制の在り方を検討する小委員会を設置(令和3年5月21日)
- 任務は、本事業の運営体制に関することについての検討
- 委員は、推進委員会本会から委員長を含め4名の委員に加え、専門的知見を持つ6名の外部委員により構成

3 市としての基本姿勢と4つの目指す姿

市としての基本姿勢

持続可能な事業として充実

- ◆ 家庭だけでなく社会・地域で子どもを支える理念の下、「長野市版放課後子ども総合プラン事業」を持続可能な事業として充実させていく必要がある

福祉的意義と教育的意義の両立

- ◆ 安心で安全な遊び・生活の場であるという福祉的な意義はもとより、多様な体験活動や交流の機会としての教育的意義を両立させ、子どもの健やかな育ちを支援する必要がある

4つの目指す在り方・姿

個々の児童に応じた(適した)支援

小学校、関係機関との更なる連携

多様な体験・学びの提供

サービスを維持・向上できる運営体制

安心で安全な居場所であることが大前提

4 議論の流れ

市としての基本姿勢 4つの目指す姿

目指す姿を実現するために何をすべきか

市がより積極的に事業全体をマネジメントできる運営体制を構築する

現状継続

- ◆ 市社協として事業継続は困難
・市社協全体の3分の2を占める職員を抱え、専門外の事業に適切なマネジメントを確保できない

市社協受託事業を一括して民間事業者へ委託

- ◆ 1,000人以上の職員確保困難
- ◆ 地域に密着して公的機関が担ってきた事業の経過による市民感情
- ◆ 大幅なコスト増への懸念

- ◆ 現在、4施設を運営する労協ながのが、令和元年度の指定管理者選定において北部ブロック15施設の指定管理者として選定されたが、当該施設職員の反対等により頓挫した経過がある

市が直営で事業を運営

検討

新たな事業主体を設置

検討

市が直営で事業を運営



- ◆ 人口減少社会における自治体経営の観点から、職員の大幅な増加は困難である
- ◆ 会計年度任用職員制度の制約により、本事業に特化した職員雇用が困難である
 - ・昇給・昇格の仕組みがない
 - ・単年度雇用
 - ・市の多種業務に標準化した内容
- ◆ 市の規定に基づく事務執行のため、現場が必要とする柔軟性に乏しい
- ◆ 全国的には直営での運営は減少し、他の運営方法への転換を模索する動きがある
- ◆ 市のトップダウンによる運営になりがち

新たな事業主体を設置

- ◆ 必要に応じた柔軟な組織管理が可能
- ◆ 放課後子ども総合プラン事業だけでなく、将来的に複数の子育て支援事業に取り組むことで、包括的な役割を担える点に直営にはない可能性がある



- ◆ 実現可能かどうか、先進事例を参考に多面的に検討

・組織体制
・財政
・市との関係
・将来構想 等

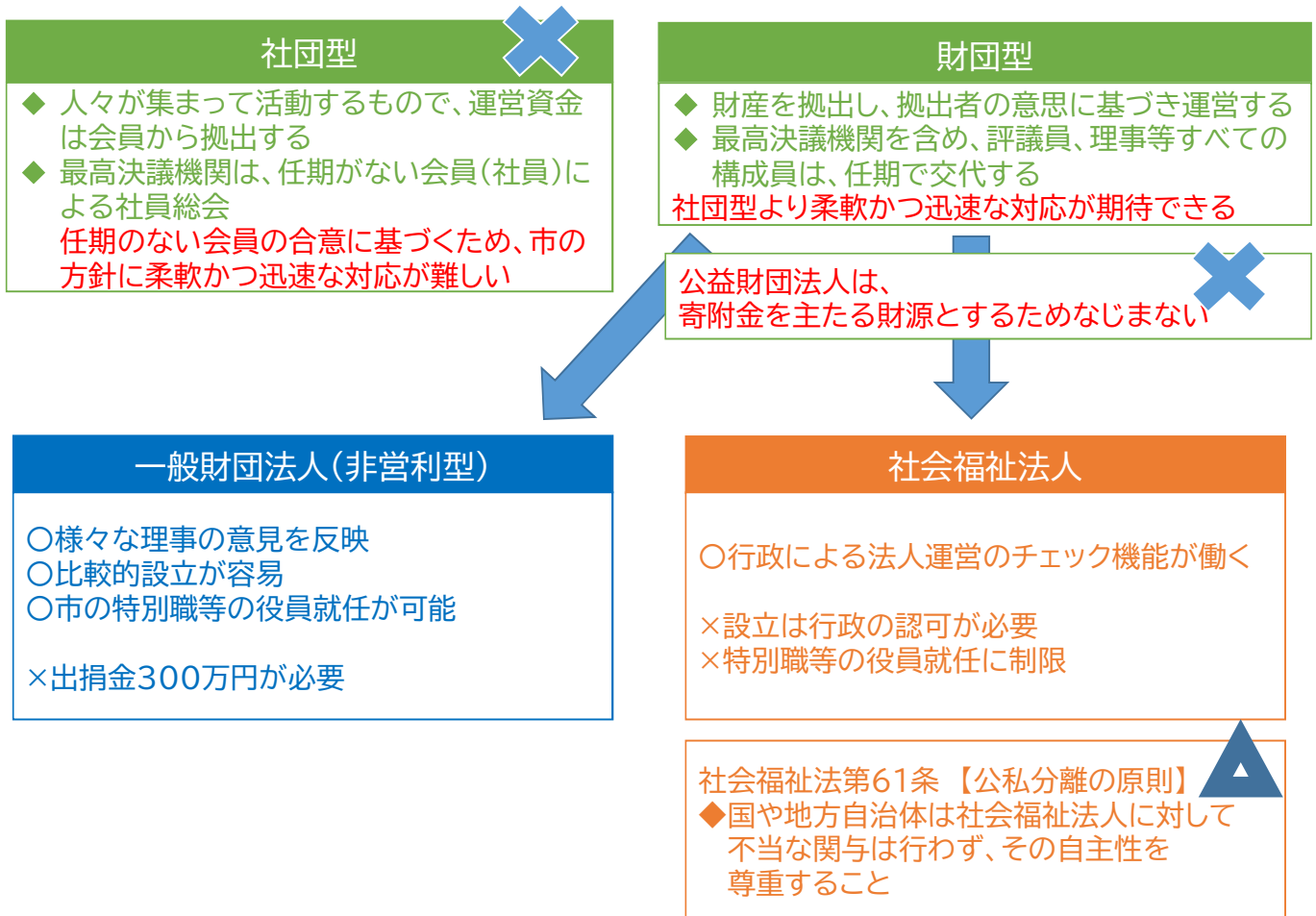


本市の1.4倍近い時給(本市880円 明石市1,200円)など、先進地並みの運営体制をとることは困難
しかし、職業的職員の配置など見習う点が多い

5 運営体制の在り方についての中間報告要旨

- ◆ 目指す姿の実現に向け、本事業を抜本的に見直していく際のもっとも重要な観点は**人材の確保**である。
- ◆ 子どもたちの育ちを適切に支援することが、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の理念や「長野市教育の基本理念」につながってくるものである。
- ◆ 人材確保のための重要な**ポイント**は、**雇用条件と勤務体制の柔軟さ・多様な働き方**であることから、これを実現するためには**新たな運営主体を設立することが必要**である。

6 運営主体の法人種別の検討



7 最終報告のまとめ

《運営主体について》

- ◆ 新たな運営主体が必要とした中間報告を踏まえ、法人の種別は一般財団法人又は社会福祉法人が候補となる。社会福祉法第61条の規定を考慮し、市としていずれか適切な法人を決定されたい。
- ◆ 新法人による運営から5年後を目途に、改めて運営状況について検証し、必要な見直し・調整を行うよう求める。

《運営法人の役員構成・職員体制・市との関係性について》

- ◆ ひとつの意見にまとめることはできないものの、以下の意見等を参考に具体的に検討を進められたい。

- ・ シンプルで効率的な組織を求める
- ・ 現場職員の声に耳を傾けて進められたい
- ・ 現場に軸足を置き、オペレーションとマネジメントの峻別を求める
- ・ 複数校区をまとめたエリアでマネジメントする考え方は有効である
- ・ 人事・会計等総務部門の充実も図られたい

《運営委員会との役割分担について》

- ◆ 地域の役員等により構成される運営委員会に決定等を委ねてきたもののうち、職員採用や開館時間など、行政・事業者が判断・対応すべき項目がある。今後も地域との連携や協力を継続するため、行政・事業者と運営委員会との役割分担について再考を求める。

《指定管理者制度について》

- ◆ 施設間の平準化とともに、標準的なサービスレベル全体の底上げを図ることが現時点での本事業の方向性であることを踏まえると、指定管理者制度になじまない面があるといえる。業務委託など指定管理者制度によらない運営方法について検討すべきである。

《現場への支援に関する業務と人材育成の強化》

- ◆ 今後、充実が求められる業務として「現場を支援する業務」が考えられる。市の意向と現場をつなぐ業務、学校との連携を支援する業務、保護者や配慮を要する児童への支援などである。現場が行う直接の支援を、別の職員が後方から支援する業務を具体化しよう求める。
- ◆ 職員の更なるスキルアップのため、研修などを通じ人材育成の強化を図る必要がある。

《チルドレンファーストについて》

- ◆ この報告書の意見は、すべて子ども達の利益につながることへの願いが込められている。今回の運営体制の在り方の見直し・検討、社会全体で子育て・子育てを支えていくひとつの成果となることを期待する。

9 市としての決定 新たな運営主体としての新法人の設立について

新法人の種別について

在り方検討小委員会の報告では、一般財団法人と社会福祉法人を提案

市の特別職等の参画によるマネジメント強化を図るとともに、多様な理事構成により柔軟でニーズに応じた運営が期待できる《一般財団法人》を設立することとしたい。

社会福祉法人については、主に次の点で新法人にそぐわないと考えられる。

- ◆ 社会福祉法人は、公私分離の原則に基づく行政関与の制限があること
- ◆ 新法人の主事業である「放課後児童健全育成事業」は、社会福祉法に定める主たる社会福祉事業ではない(第二種社会福祉事業)ことから、社会福祉法人を設立する意義に乏しいこと

Ⅱ 新法人の設立について

1 新法人(一般財団法人)設立に向けての基本的な考え方

14

目的

すべてのこどもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与する

【ステップ1】

放課後子ども総合プラン事業の確実かつ円滑な業務移行

- シンプルで効率的な組織
- 組織におけるマネジメントとオペレーションの峻別
- 現場(オペレーションの最前線)を支援する業務の明確化

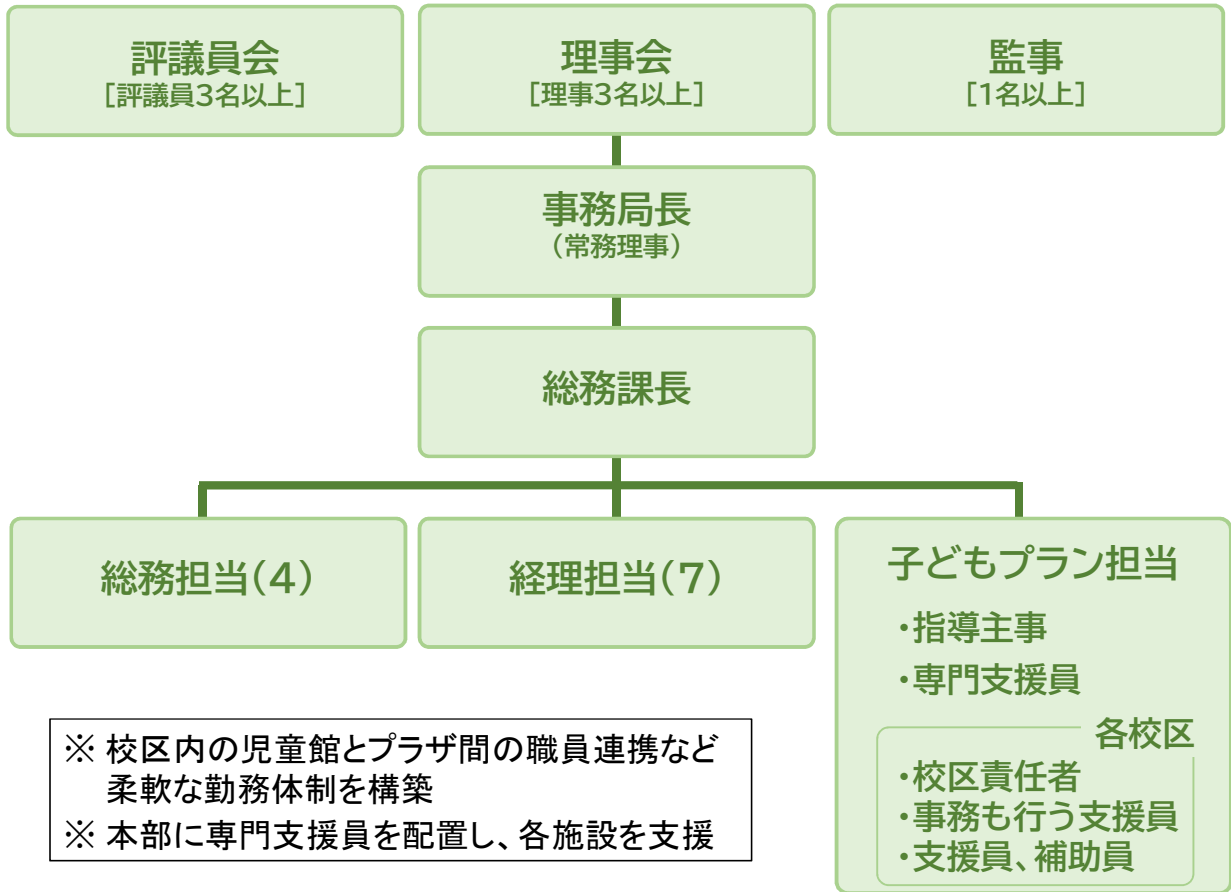
【ステップ2】

プラン事業以外のこどもの支援活動や自主財源の確保

- こども支援活動の推進や活動団体への支援・相互連携の促進
- クラウドファンディング等による自主財源確保策の検討

2 一般財団法人(仮称)ながのこども財団の組織体系(案)

必要な職員数や職員体制の詳細は今後検討・調整を行う



3 法人設立・業務移行に向けたスケジュール(案)

